

# 住所変更手続きのしおり

令和6年6月15日(土)から  
あなたの住所の表示が変わります

- 1 みなさまにお届けするもの
- 2 町名地番変更証明書について
- 3 新しい住所・本籍等の表し方
- 4 住所変更の手続きについて

和歌山市

---

---

# はじめに

---

---

- ▶ 和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理組合により施行されてきました和歌山市和歌山大学前駅周辺土地区画整理事業がこのたび完了し、町名・地番が変更することとなりました。これにより、令和6年6月15日（土）から、住所や本籍、土地・建物の所在地の地番等が変更となります。
- ▶ 区画整理区域内にお住まいの方や店舗や事業所を設置している業者の方は、住所や所在地の変更手続きが必要となるものがあります。
- ▶ このしおりでは町名地番変更に伴う、主な手続きに関するご案内をします。しおりに掲載されていない、お手持ちの従前の住所が掲載されたものについては、その書類の発行元に変更手続きが必要かどうかを必ずご確認ください。

---

---

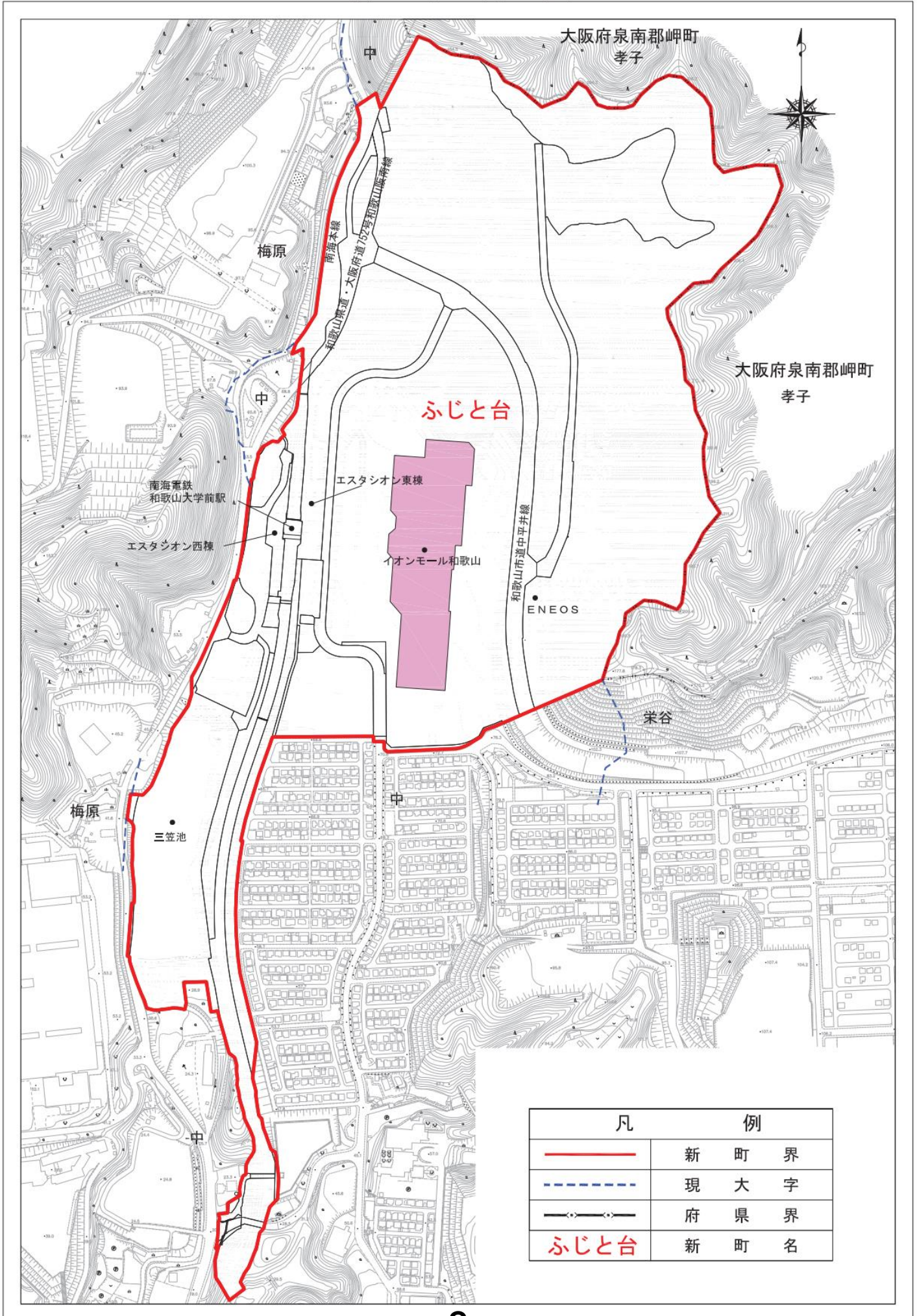
## 目次

---

---

新町名図	2
1 みなさまにお届けするもの	3
2 町名地番変更証明書について	3
3 新しい住所・本籍等の表し方	4
(1) 新しい住所等の表し方	4
(2) 郵便番号について	5
(3) 住所変更のお知らせ用はがきについて	5
4 住所変更の手続きについて	
(1) 手続きが不要なもの	6
(2) 手続きが必要なもの	
① 市役所で手続きが必要なもの	9
② 各関係機関で手続きが必要なもの	13
○ 各種手続きの詳細について	
(1) 運転免許証・運転経歴証明書の変更手続き	17
(2) 不動産(土地・建物)登記手続きについて	18
(3) マイナンバーカードの住所変更手続きについて	22

# 新町名図



## 1 みなさまにお届けするもの

(1) このしおりと一緒にお届けしたもの	
住所等変更通知書	あなたの新しい住所が記載された通知書です。 ※令和6年6月15日(土)以降は、新しい住所をお使いください。 <b>※住所変更のお手続の際は、必ず通知書の原本を返却してもらうようお願いいたします。</b> 万が一、紛失等によってお手元に通知書がない場合、まちなみ景観課までお問合せください。
住所変更のお知らせ用はがき	このはがきは、お知り合いの方やお取引先などに新しい住所をお知らせするためのはがきです。(送料無料) 詳細については、このしおりの5ページをご覧ください。
町名地番変更に伴う会社・法人等の変更登記の手引き ※法人のみ	会社・法人等の変更登記手続の方法を説明する冊子です。 (住民の皆さまにはお届けしておりません)
(2) 換地処分の公告日の翌日以降にお届けするもの	
本籍変更のお知らせ	町名地番変更に伴い、本籍の変更がある方には、実施日(令和6年6月15日)以降に市民課より本籍変更のお知らせを筆頭者(筆頭者が除籍の場合は他の在籍者1名)に1通郵送します。再発行をご希望の場合は、お手数ですが、市民課3番窓口または電話で申請をお願いします。

## 2 町名地番変更証明書について

町名地番変更の実施により、新しい住所になったことを証明するものです。

住所等変更通知書と同様に、町名地番変更を証明する書類として、住所変更手続の際にご利用いただけます。(一部お使いいただけない手続もございます)

**令和6年6月17日(月)以降**にまちなみ景観課にて、無料で発行します。

郵送でご請求いただくこともできますので、詳細はまちなみ景観課(Tel073-435-1082)までお問合せください。

### 3 新しい住所・本籍等の表し方

#### (1) 新しい住所等の表し方

町名地番変更に伴い、表記は以下のとおり変更されます。

なお、住所および所在地について、方書(建物名や部屋番号)の変更はありません。

##### 住所、所在地並びに本籍地

今まで ……和歌山市 中 〇〇〇番地×  
旧町名 旧番地

町名地番  
変更後 ……和歌山市 ふじと台 △△番地□  
新町名 新番地

##### 土地の登記

今まで ……和歌山市 中 字氏神 〇〇〇番×  
旧町名 字名 旧番地

町名地番  
変更後 ……和歌山市 ふじと台 △△番□  
新町名 新番地

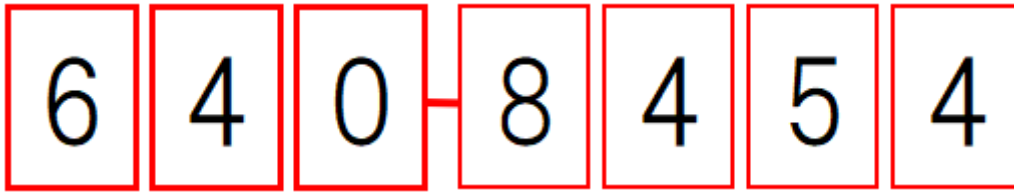
##### 建物の登記

今まで ……和歌山市 中 字氏神 〇〇〇番地×  
旧町名 字名 旧番地

町名地番  
変更後 ……和歌山市 ふじと台 △△番地□  
新町名 新番地

## (2) 郵便番号について

町名地番変更に伴い、新町名「ふじと台」の郵便番号は次の番号になります。



## (3) 住所変更のお知らせ用はがきについて

お知り合いの方やお取引先などに新しい住所をお知らせするためのはがきです。**(送料無料)**

下記の図を参考に必要事項をご記入のうえ、はがきが入っている封筒にまとめて入れ、郵便ポストに投函してください。

※差出可能期間:令和6年6月1日(土)~令和7年5月31日(土)

**旧住所で差し出された郵便物も1年間は配達されます。**

・追加分が必要な場合

1世帯あたり50枚(事業所は200枚)を配付しておりますが、不足した際にはまちなみ景観課までお問合せください。

・私製はがきを作成して使用する場合は、事前に和歌山中央郵便局による承認が必要です。

詳しくは和歌山中央郵便局(Tel:0570-072-528)へお問合せください。

## 4 住所変更の手続について

町名地番変更に伴い、表記は以下のとおり変更されます。

### (1) 手続が不要なもの

市役所が書き換えるもの		
公簿名	担当課	説明
住民基本台帳(住民票) 戸籍・戸籍の附票 印鑑登録原票 (印鑑登録証明書)	本庁舎1階 市民課 ●住民票に関すること TEL073-435-1027 ●戸籍に関すること TEL073-435-1028 ●証明に関すること TEL073-435-1310	市役所で新しい住所に書き換えます。 該当される方のみですが、本籍欄も 市役所で新しい本籍に書き換えます。
市民税・県民税課税台帳	本庁舎2階 市民税課 TEL 073-435-1036	市役所で新しい住所に書き換えます。
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の所有者の住所変更	本庁舎2階 市民税課 TEL 073-435-1035	市役所で新しい住所に書き換えます。
土地・家屋課税台帳	本庁舎2階 資産税課 ●土地に関すること TEL 073-435-1209 ●家屋に関すること TEL 073-435-1210	市役所で新しい住所に書き換えます。
児童手当受給者台帳	東庁舎2階 こども家庭課 TEL 073-435-1219	市役所で新しい住所に書き換えます。
年金	本庁舎1階 国保年金課 TEL 073-435-1055	原則、手続不要です。
市立小学校・中学校に通学している児童・生徒の住所	本庁舎11階 学校支援課 TEL 073-435-1139	原則、手続不要です。
学童保育室に入室している児童の住所	本庁舎14階 青少年課 TEL 073-435-1235	市役所で新しい住所に書き換えます。
上下水道	本庁舎13階 営業課 TEL 073-435-1128 東庁舎3階 下水道管理課 TEL 073-435-1096	市役所で新しい住所に書き換えます。
浄化槽台帳	本庁舎7階 浄化衛生課 TEL073-435-1067	市役所で新しい住所に書き換えます。

## (1) 手続が不要なもの

市役所が書き換えるもの		
公簿名	担当課	説明
選挙人名簿	商工会議所1階 選挙管理委員会 TEL 073-435-1145	市役所で新しい住所に書き換えます。
今福霊園使用許可証	東庁舎1階 保険総務課 TEL073-435-1069	市役所で新しい住所に書き換えて郵送します。
後期高齢者医療に関すること	担当課	説明
後期高齢者医療被保険者証 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証 後期高齢者医療限度額適用認定証 後期高齢者医療特定疾病療養受療証	東庁舎1階 保険総務課 TEL 073-435-1062	新しい住所の証を後日簡易書留で郵送します。



## (1) 手続きが不要なもの

国・関係機関が書き換えるもの		
公簿名	機関名	説明
土地登記簿・建物登記簿	<p>和歌山地方法務局 登記部門 〒640-8552 和歌山市二番丁3番地 (和歌山地方合同庁舎) Tel.073(422)5131</p> <p>自動音声ガイダンスが流れますので、「3」を選択後、会社・法人については「1」、土地・建物の登記については「2」を選択してください。</p>	<p><b>表題部(所在・地番等)を書き換えます。</b> ただし、所有者住所欄などはご本人の申請があるまで変わりません。詳細は18~22ページをご覧ください。</p>
電気料金(関西電力)	<p>各社が新住所に書き換えます。しばらくの間は通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。</p> <p>※関西電力・大阪ガス・NTT西日本以外の会社とご契約の方は、住所変更手続きが必要な場合があります。契約先へお問合せください。</p>	
ガス料金(大阪ガス)		
NHK受信料		
固定電話(NTT西日本)		
その他		
旅券	<p>令和2年2月以前に発行された旅券で最終ページにご住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入してください。</p>	

## (2) 手続きが必要なもの

次に挙げるものについて、必要に応じて住所等の変更手続きをお願いします。

なお、手続きができるのは令和6年6月17日(月)以降となります。事前の手続きはできませんのでご注意ください。

### ① 市役所で手続きが必要なもの

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
<b>住民登録・戸籍等</b>				
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 詳細はこのしおりの 22ページをご覧ください。	本庁舎1階 市民課 Tel073-435-1027 又は各サービスセン ター	・マイナンバーカード	すみやかに
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード		・暗証番号 ・住民基本台帳カード ・暗証番号	
<input type="checkbox"/>	在留カード	本庁舎1階 市民課 Tel073-435-1027	在留カード	
<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書		特別永住者証明書	
<b>国民健康保険に関すること</b>				
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 被保険者証	本庁舎1階 国保年金課 Tel073-435-1057	①本人確認書類 ②各種被保険者証等	更新時に新住所で 送付しますので、現 在お持ちの保険者 証等は有効期限まで ご使用いただけます。 変更後の住所の記 載が必要な方は届 出をしてください。
<input type="checkbox"/>	高齢受給者証	本庁舎1階 国保年金課 Tel073-435-1215		
<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証			
<input type="checkbox"/>	限度額適用・標準負担額 減額認定証			
<b>介護保険に関すること</b>				
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証	東庁舎2階 介護保険課 Tel073-435-1334	①本人確認書類 ②各種被保険者証等	被保険者証等の番 号に変更はありませ んので、現在お持ち のもので介護サービ スを利用いただけま す。 変更後の住所の記 載が必要な方は届 出をしてください。
<input type="checkbox"/>	介護保険負担割合証			
<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額 認定証			
<input type="checkbox"/>	社会福祉法人等利用者 負担軽減確認証			

① 市役所で手続きが必要なもの

☑	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
<b>福祉に関すること</b>				
☐	身体障害者手帳	東庁舎1階 障害者支援課 TEL073-435-1060	身体障害者手帳	すみやかに
☐	療育手帳		療育手帳	
☐	特別児童扶養手当証書		特別児童扶養手当証書	
☐	自立支援医療受給者証 ( <u>身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方</u> )		自立支援医療受給者証	更新時に新住所で送付しますので、現在お持ちの受給証等は有効期限までご使用いただけます。変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。
☐	重度心身障害児者医療費受給者証 ( <u>身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方</u> )		受給者証等	
☐	障害福祉サービス受給者証 ( <u>身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方</u> )			
☐	地域生活支援事業受給者証 ( <u>身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方</u> )			
☐	通所受給者証			
☐	老人優待利用券	東庁舎2階 高齢者・地域福祉課 TEL073-435-1063 又は各支所・連絡所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・老人優待利用券</li> </ul>	すみやかに

## ① 市役所で手続きが必要なもの

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
<b>子育てに関すること</b>				
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当証書	東庁舎2階 こども家庭課 TEL073-435-1219	・住民票 (無料交付券あり) ・児童扶養手当証書	更新時に新住所で送付しますので、現在お持ちの受給証等は有効期限までご使用いただけます。 変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療受給証		・住民票 (無料交付券あり) ・ひとり親家庭等医療受給証	
<input type="checkbox"/>	こども医療受給証	東庁舎2階 こども家庭課 TEL073-435-1219 又は各サービスセンター	こども医療受給証	すみやかに
<b>保健所関係</b>				
<input type="checkbox"/>	薬局開設許可証等	総務企画課 TEL073-488-5108	許可証等	現在お持ちの許可証等で継続して営業していただけます。 変更後の住所の記載が必要な方は申請をしてください。
<input type="checkbox"/>	食品衛生営業許可証	生活保健課 TEL073-488-5111		
<input type="checkbox"/>	フグ処理施設設置届出済証等			
<input type="checkbox"/>	理容・美容開設届出済書	生活保健課 TEL073-488-5113	許可証等	現在お持ちの許可証等で継続して営業していただけます。 変更後の住所の記載が必要な方は変更届出をしてください。
<input type="checkbox"/>	クリーニング所検査確認済書			
<input type="checkbox"/>	興行場営業許可証			
<input type="checkbox"/>	第1種動物取扱業登録証	動物愛護管理センター TEL073-488-2032		
<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者証	保健対策課 TEL073-488-5116	受給者証等	更新時に新住所で送付しますので、現在お持ちの受給証等は有効期限までご使用いただけます。 変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(育成医療)			

## ① 市役所で手続きが必要なもの

<input checked="" type="checkbox"/>	手続きするもの	届出先	必要書類など	期限
<b>保健所関係</b>				
<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳	保健対策課 TEL073-488-5163	精神障害者保健福祉手帳等	更新時に新住所で送付しますので、現在お持ちの受給証等は有効期限までご使用いただけます。変更後の住所の記載が必要な方は届出をしてください。
<input type="checkbox"/>	重度心身障害児者医療費受給者証 (精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)		受給者証等	
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証(精神障害)			
<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業受給者証(精神障害)			
<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証(精神通院)		保健対策課 TEL073-488-5118	
<input type="checkbox"/>	感染症患者医療費公費負担決定通知書			
<input type="checkbox"/>	患者票			
<b>その他</b>				
<input type="checkbox"/>	排水設備等指定工事店証	東庁舎3階 下水道管理課 TEL073-435-1096	・登録事項証明書 又は住民票  ・排水設備等指定工事店証	すみやかに
<input type="checkbox"/>	排水設備等工事責任技術者証		・住所等変更通知書  ・排水設備等工事責任技術者証	すみやかに

※上記でご案内しているのは主だった手続きです。この他に旧住所が記載されているものについて手続きが必要かどうかは発行元にご確認お願いいたします。

## ② 各関係機関で手続が必要なもの

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	届出先	必要書類など	期限
<b>登記関係</b>				
<input type="checkbox"/>	不動産(土地・建物)の所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する法務局  和歌山市内の不動産については下記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記申請書</li> <li>・住所等変更通知書又は町名地番変更証明書</li> <li>・印鑑</li> </ul>	<b>下記※参照</b>
<input type="checkbox"/>	不動産(土地・建物)の抵当権・地上権・賃借権・仮登記等の権利者の住所変更登記	和歌山地方法務局 登記部門 〒640-8552 和歌山市二番丁3番地(和歌山地方合同庁舎) TEL073(422)5131  自動音声ガイダンスが流れますので、「3」を選択後、会社・法人については「1」土地・建物の登記については「2」を選択してください。		
<input type="checkbox"/>	会社・各種法人の本店(主たる事務所)の所在地の変更登記	本店(主たる事務所)の所在地を管轄する法務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記申請書</li> <li>・住所等変更通知書又は町名地番変更証明書</li> </ul>	変更日以降 2週間以内
<input type="checkbox"/>	代表者等の住所の変更登記			

※換地処分に伴う登記の書き換えの完了後、土地等を所有されている方に事業施行者(土地区画整理組合)から登記完了通知書が送付されますので、それ以降に登記申請手続をお願いします。なお、書き換え期間中は手続いただけません。

●不動産の登記名義人の住所変更において、令和6年5月現在、登記申請に期限はありません。ただし、令和8年4月までに不動産に係る住所変更の登記申請が義務化されます。

●不動産(土地・建物)に関する登記手続の詳細はこのしおりの18~21ページを、会社・法人の登記手続については、別冊の「会社・法人等の変更登記の手引き」をそれぞれご覧ください。

## ② 各関係機関で手続が必要なもの

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	届出先	必要書類など	期限
<b>自動車関係</b>				
<input type="checkbox"/>	運転免許証の住所及び本籍変更、運転経歴証明書の住所変更	以下のいずれかの場所にてお手続きください。  和歌山県警察本部 交通センター TEL073-473-0110  田辺運転免許センター TEL0739-22-6700  新宮運転免許センター TEL0735-31-7771  和歌山県下の警察署 (田辺警察署を除く)	・運転免許証又は運転経歴証明書  ・【住所変更の場合】住所等変更通知書や住所変更手続済みのマイナンバーカードなど  ・【本籍変更の場合】本籍変更のお知らせ、本籍変更証明書(同証明書は氏名が記載された筆頭者のみ可)又は変更後の本籍が記載された住民票のいずれか	すみやかに
<input type="checkbox"/>	自動車検査証(自動車[軽自動車を除く]、250ccを超える二輪車)の使用者・所有者の住所変更	近畿運輸局 和歌山運輸支局 登録部門 〒640-8404 和歌山市湊1106番地4 TEL050-5540-2065	・自動車検査証  ・住所等変更通知書又は町名地番変更証明書	すみやかに
<input type="checkbox"/>	軽自動車検査証の使用者・所有者の住所変更	軽自動車検査協会 和歌山事務所 〒640-8404 和歌山市湊1106番地25 TEL050-3816-1846	・軽自動車検査証  ・住所等変更通知書又は町名地番変更証明書	すみやかに
<input type="checkbox"/>	軽自動車届出済証(軽二輪自動車[125ccを超え、250cc以下])の使用者・所有者の住所変更	近畿運輸局 和歌山運輸支局 登録部門 〒640-8404 和歌山市湊1106番地4 TEL050-5540-2065	・軽自動車届出済証  ・住所等変更通知書又は町名地番変更証明書	すみやかに
<input type="checkbox"/>	軽自動車税の申告書	和歌山県 税務課 (軽自動車検査協会 和歌山事務所内⑥番窓口) 〒640-8404 和歌山市湊1106番地25		すみやかに

※運転免許証・運転経歴証明書の住所及び本籍変更手続の詳細はこのしおりの17ページをご覧ください。

## ② 各関係機関で手続が必要なもの

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	届出先	必要書類など	期限
<b>事業関係</b>				
<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警備業</li> <li>・質屋営業</li> <li>・古物営業</li> <li>・金属くず商</li> <li>・金属くず行商</li> <li>・深夜酒類提供</li> <li>・飲食店営業</li> <li>・探偵業</li> <li>・風俗営業</li> <li>・性風俗特殊営業</li> </ul> などの許可証や銃砲刀剣類所持許可証の住所変更	和歌山北警察署 〒640-8425 和歌山市松江北二丁目1番41号 TEL073-453-0110	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可証又は届出証</li> <li>・住所等変更通知書又は町名地番変更証明書</li> <li>・履歴事項全部証明書（法人の場合）</li> <li>・本籍変更のお知らせ又は本籍変更証明書（本籍変更のある場合）</li> </ul>	すみやかに
<input type="checkbox"/>	酒類販売業免許の住所変更	【問合せ先】 和歌山税務署 酒類指導官部門 TEL073-424-2171  【提出先】 〒661-8525 尼崎市若王寺3丁目11番46号 大阪国税局 業務センター阪神分室（和歌山税務署分）宛	異動申告書  【参考】 国税庁 E1-12 名称等の異動申告手続き  HPのQRコードはこちら 	すみやかに
<b>社会保険関係</b>				
<input type="checkbox"/>	共済年金、企業年金、各年金基金の受給者	それぞれの機関にお問合せください。		
<input type="checkbox"/>	厚生年金、健康保険、共済組合の被保険者及びその扶養に入っている配偶者	各勤務先にお問合せください。		



## ② 各関係機関で手続が必要なもの

<input checked="" type="checkbox"/>	手続するもの	届出先	必要書類など	期限
<b>その他</b>				
<input type="checkbox"/>	和歌山県立図書館の貸出利用券	〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7番38号 和歌山県立図書館 TEL073-436-9500	・住所等変更通知書又は町名地番変更証明書 ・本人確認書類 ・貸出利用券	すみやかに
<input type="checkbox"/>	私立や市外の小・中学校、高校、幼稚園、保育園、子ども園、勤務先など	各学校、保育所、事業所等へお問合せください。		
<input type="checkbox"/>	預金通帳、キャッシュカード、定期預金証書、クレジットカード会社、各有料放送、有価証券・株券など	各金融機関、契約会社等へお問合せください。		
<input type="checkbox"/>	生命保険、損害保険、自動車保険など各種保険	各契約会社等へお問合せください。		
<input type="checkbox"/>	各種免許・許可証など	所管する機関へお問合せください。		
<input type="checkbox"/>	ふるさと納税ワンストップ特例制度	申請済みの場合、自治体によって手続が必要になることがあるため、寄附先の自治体にご確認ください。なお、6月15日以降に申請の場合は新しい住所で申請してください。		

**※この一覧は手続の全てを網羅しているわけではありませんので、ご了承ください。また、お問合せの際は電話番号をお確かめのうえ、お間違いのないようお願いいたします。**

## ○ 各種手続の詳細について

### (1) 運転免許証・運転経歴証明書の変更手続

運転免許証の「住所」や「本籍」、又は運転経歴証明書の「住所」が町名地番変更区域内の方は、変更手続が必要です。以下の項目に該当する方は、必要な書類を添えて、**令和6年6月16日(日)以降**に手続を行ってください。

		変更手続に必要な書類	
		住所の変更が分かるもの（「住所等変更通知書」や住所変更手続済みのマイナンバーカードなど）	「本籍変更のお知らせ」、「本籍変更証明書(同証明書は氏名が記載された筆頭者のみ可)」又は変更後の本籍が記載された住民票のいずれか
住所と本籍の両方が町名地番変更区域内にある方		○	○
住所のみが町名地番変更区域内にある方（本籍が変更区域外の場合）		○	—
本籍のみ町名地番変更区域内にある方	住所が和歌山県内の場合	—	○
	住所が和歌山県外の場合	—	住所地进行を管轄する都道府県警察（警察署）にお問合せください。

**※運転経歴証明書については、本籍変更の必要はありません。**

#### 【手続先及び受付時間】

手続先	受付時間等
和歌山県警察本部交通センター 田辺運転免許センター 新宮運転免許センター	平日：午前10時～午前11時30分／午後2時～午後4時30分 （土曜日、祝日、振替休日及び年末年始を除く） ※日曜日は交通センターのみ実施（受付時間は平日と同じ）
和歌山県内の警察署 （田辺警察署を除く）	平日のみ：午前9時～午前11時30分／午後1時～午後4時30分 （祝日、振替休日及び年末年始を除く）

#### 【その他】

- ・手数料はかかりません。
- ・運転免許証又は運転経歴証明書の最新の住所（運転免許証については本籍も含む）が、町名地番変更前の住所（本籍）と異なる方は、住所等変更通知書だけでなく、別途、住民票等の証明書類が必要です。
- ・町名地番変更証明書は住所および本籍の変更手続にはお使いいただくことが出来ません。

## (2) 不動産(土地・建物)登記手続について

### 登記申請書作成上の注意事項

- 1.次ページ以降の記載例をご参照ください。
- 2.登記原因証明情報として、「住所等変更通知書」又は「町名地番変更証明書」を添付してください。この場合、登録免許税はかかりません。
- 3.文字はインク、黒色ボールペン、カーボン紙等ではっきりと記入してください。  
鉛筆は使用できません。
- 4.申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- 5.登記申請書の用紙(ひな形)は各世帯(各法人)に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン(ワープロ)等で印刷したものも使用できます。  
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- 6.申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。  
申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割印してください。
- 7.代理人が手続をする場合は、委任状をお持ちください。
- 8.郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
- 9.登記完了証を郵送で返送することをご希望の場合は、郵便切手を貼った返信用封筒(簡易書留+350円(基本料金に加算))を同封してください。

記載例①  
マンションの場合

4.5 cm×10.5 cmの  
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更  
 原因 令和6年6月15日 町名地番変更  
 変更後の事項 住所 和歌山市ふじと台234番地56  
 申請人 和歌山市ふじと台234番地56  
 和歌山 太郎 印  
 変更後の所有者の住所  
 認印  
 申請書提出年月日 連絡先の電話番号073-000-0000

添付情報 登記原因証明情報 代理権限証書  
 令和00年00月00日申請 和歌山地方法務局  
 提出先の法務局

代理人 和歌山市七番丁23番地  
 和歌山 花子 印  
 連絡先の電話番号000-0000-0000  
 代理人が申請する場合に  
記載し、代理人の印鑑（認印）  
を押してください。

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

不動産の表示  
 不動産番号 2345678901234  
 不明の場合は空白でも  
可能です  
 一棟の建物の表示  
 所在 和歌山市ふじと台234番地56  
 建物の名称 ○○マンション  
 専有部分の建物の表示  
 家屋番号 和歌山市ふじと台234番地56の501  
 建物の名称 501号  
 種類 居宅  
 構造 鉄骨造1階建  
 床面積 5階部分 60.12平方メートル  
 敷地権の表示  
 符号 1  
 所在及び地番 和歌山市ふじと台234番56  
 地目 宅地  
 地積 600.00平方メートル  
 敷地権の種類 所有権  
 敷地権の割合 1000分の35  
 変更後の登記の内容を  
記入してください

記載例②  
戸建住宅の場合

4.5 cm×10.5 cmの  
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原因 令和6年6月15日 町名地番変更

変更後の事項 住所 和歌山市ふじと台123番地45

申請人 和歌山市ふじと台123番地45

和歌山 太郎 印

変更後の所有者の住所

認印

申請書提出年月日

連絡先の電話番号 073-000-0000

添付書類 登記原因証明情報 代理権限証書

令和00年00月00日申請 和歌山地方法務局

提出先の法務局

代理人 和歌山市七番丁23番地

和歌山 花子 印

連絡先の電話番号000-0000-0000

代理人が申請する場合に  
記載し、代理人の印鑑（認印）  
を押してください。

登録免許税 登録免許税法第5条第5号

不動産の表示

〔土地〕

不動産番号 1234567890123

所在 和歌山市ふじと台

地番 123番45

地目 宅地

地積 123.45平方メートル

不明の場合は空白でも  
可能です

〔建物〕

不動産番号 0987654321012

所在 和歌山市ふじと台123番地45

家屋番号 123番45

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43.00平方メートル

2階 38.62平方メートル

変更後の登記の内容を  
記入してください

## 委 任 状

私は、和歌山市七番丁23番地 和歌山花子 に、次の権限を委任します。

- 1 下記の登記に関し、登記申請書を作成すること及び当該登記の申請に必要な書面と共に登記申請書を管轄登記所に提出すること。
- 2 登記が完了した後に通知される登記完了証を受領すること。
- 3 登記の申請に不備がある場合に、当該登記の申請の取下げ、又は補正をすること。
- 4 登記に係る登録免許税の還付金を受領すること
- 5 上記1から4までのほか、下記の登記の申請に関し必要な一切の権限

令和〇年〇月〇日

和歌山市ふじと台123番地45

和歌山太郎 印

### 記

登記の目的 ○番所有権登記名義人住所変更

原因 令和6年6月15日 町名地番変更

変更後の事項 住所 和歌山市ふじと台123番地45

#### 不動産の表示

所在 和歌山市ふじと台  
地番 123番地45  
地目 宅地  
地積 123・45平方メートル

不動産番号 0987654321012  
所在 和歌山市ふじと台123番地45  
家屋番号 123番地45  
種類 居宅  
構造 木造かわらぶき2階建  
床面積 1階 43・00平方メートル  
2階 38・62平方メートル

※ これは記載例です。この記載例を参考に、申請の内容に応じて作成してください。

### (3) マイナンバーカードの住所変更手続きについて

町名地番変更実施区域内に住所があり、マイナンバーカードをお持ちの方は、住所変更手続き（住所の追記・電子証明書の更新）が必要です。令和6年6月17日(月)以降に手続きを行ってください。

#### 【手続き先及び受付時間】

令和6年6月17日(月)以降の以下の時間。

●和歌山市役所 市民課（本庁舎1階 5番窓口） TEL073-435-1027

月・火・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

木曜日 午前8時30分～午後7時（祝日を除く）

●各サービスセンター

月・火・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

木曜日 午前8時30分～午後7時（祝日を除く）

※注意※ 支所、連絡所では受付できません。

#### 【必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号
- ・委任状(同一世帯の方以外が代理人である場合)

#### 【代理人申請について】

- ・代理人の方のご本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等）が必要です。
- ・代理人が同一世帯の方である場合、委任状なしでお手続きいただけます。
- ・同一世帯の方以外が代理人である場合、ご本人様への照会が必要であるため、2回ご来庁いただく必要があります。

**【問合せ先】**

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 区画整理班

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL:073-435-1082(直通)

FAX:073-435-1117

メール:machinami@city.wakayama.lg.jp